3　第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の規定により旧職域加算退職給付（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下この項及び次条において同じ。）の支給繰下げの申出をすることができる者が、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該旧職域加算退職給付を請求し、かつ、当該請求の際に第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があったものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。

二　当該請求をした日の五年前の日以前に第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十八条の二第一項に規定する他の年金である給付の受給権者であったとき。

第九条第一号中「（改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。次号において同じ。）」を削る。

（令和四年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第四条　令和四年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

本則中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、本則の表中「一・二一七」を「一・二四〇」に、「一・二二七」を「一・二五〇」に、「一・二五四」を「一・二七八」に、「一・二六〇」を「一・二八四」に、「一・二六六」を「一・二九〇」に、「一・二七六」を「一・三〇〇」に、「一・二八七」を「一・三一二」に、「昭和十三年四月二日以後」を「昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間」に、「一・二八八」を「一・三一二」に改め、同表に次のように加える。

昭和三十一年四月二日以後に生まれた者	一・三一六

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の平成八年改正法による退職特例年金給付の請求に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第三項の規定は、この政令の施行の日の前日において、平成八年改正法附則第三十三条第五項第三号に規定する退職特例年金給付の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の平成二十四年一元化法による改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの請求に関する経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第三項の規定は、この政令の施行の日の前日において、平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

第四条　令和五年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条第一項第一号、第五号及び第六号、第九十四条第五項並びに第百四十二条第一項、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項並びに同法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項」を「第二十六条の六第七項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項」に改める。

第五条第二項中「又は給与」を「、費用弁償又は給与」に改め、同項第六号中「報酬」の下に「及び同条第三項の規定による費用弁償」を加える。

第五条の二第二項中「前条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる職員の区分に応じ、当該各号（第六号を除く。）」を「報酬等（前条第二項第一号から第五号までに掲げる職員にあつては当該各号に改め、「給与」の下に「をいい、同項第六号に掲げる職員にあつては同法第二百三条の二第四項に規定する期末手当をいう。）」を加える。

第二十五条の十の表第八十九条第二項の項中「申出を」を「申出（同条第四項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）を」に改める。

第四十二条第二項第三号中「国家公務員法第八十一条の四第一項」を「国家公務員の育児休業等に関する法律第七条第一項」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第一項中「令和四年四月分」を「令和五年四月分」に、「令和三年五月三十一日」を「令和四年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和三年六月一日」を「令和四年六月一日」に、「四・七九四」を「四・八八五」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百十九号）」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百二十号）」に、「令和二年六月一日」を「令和三年六月一日」に改める。